

## 大阪府と学校法人則天学園大阪動植物海洋専門学校との連携に関する協定書

大阪府（以下「甲」という。）と学校法人則天学園大阪動植物海洋専門学校（以下「乙」という。）は、相互に連携の強化を図ることで動物愛護管理行政の推進を図るために、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲と乙がパートナーとして、対話を通じた密接な連携により、動物愛護管理行政の推進を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲乙協議の上、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 収容犬のトリミングに関すること
- (2) 動物飼育の教育カリキュラムに関すること
- (3) 動物愛護管理行政の普及啓発に関すること

2 甲と乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施内容については、甲乙合意の上決定する。

### （協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

### （期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結日より1年間とする。なお、期間満了日までに、甲と乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、満了日の翌日から1年間継続するものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

### （疑義の決定）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成31年 4月 1日

甲：大阪府

代表者 大阪府知事職務代理者 大阪府副知事 竹内 廣行

乙：大阪府大阪市大正区三軒家東1丁目7-3

学校法人則天学園 大阪動植物海洋専門学校

校長 富山 昌克